

令和3(2021)年度第1回伊丹市人権教育・啓発施策審議会議事録

【開催日時】 令和3年（2021年）6月9日（木）9時00分～11時00分

【開催場所】 伊丹市役所 7階 701会議室

【出席委員】 石元委員、曾我部委員、榎井委員、松本委員、三浦委員、武田委員、落合委員（7名出席、順不同）

【欠席委員】 田中委員

【事務局】 下笠市民自治部長、浜田市民自治部参事兼共生推進室長、今西人権教育室主幹、谷人権啓発センター所長、松本同和・人権推進課長、同和・人権推進課職員

【署名委員】 曾我部委員、榎井委員

【傍聴者】 1名

【議事次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 諮問
- 6 委員及び職員紹介
- 7 会議録署名人の指名
- 8 傍聴要領及び傍聴定員の決定
- 9 議題
 - (1) 主な取組並びに成果及び課題について
 - (2) 人権教育・啓発の基本的な視点や方向性について
- 10 次回の日程について
- 11 閉会

【会議内容】（要旨）

議題（１）主な取組並びに成果及び課題について

会 長： 議題（１）に入る。事務局から関係資料の説明を。

（事務局 資料１から５まで及び同１１から１３までを説明）

会 長： ６回の審議会で議論を深めていくが、第１回は、１０年分の取組、成果、課題等について話し合うことになっている。今の説明で気づいた点、不明な点など質問があれば。

A委員： 資料１２の伊丹市人権教育・啓発推進会議（以下「推進会議」という。）と、本審議会との関係性について、どのような形で推進会議からの意見が出るのか。本審議会で受け止めるという場はあるのか。

事務局： 本基本方針の見直しの体制としては、本審議会のほか、当事者の実態をよく知る子ども、女性、同和問題等、関係者、関係団体で構成する推進会議の場を持っている。また、市長を本部長とする伊丹市人権教育・啓発推進本部（以下「推進本部」という。）がある。

この３つの会議体が、情報共有し、推進会議での当事者等の関係者からの意見を聞いた上で、本審議会でこれからの教育・啓発を審議していきたい。この３つの体制を連動させ、資料１３のスケジュール案のとおり進めていきたい。今月下旬に推進会議を実施して、個別課題の意見を聴取する予定である。

A委員： 意見聴取とは、誰が誰にするのか。聴取をされるのは市で、審議会委員が意見聴取をするわけではないということでしょうか。

事務局： そのとおりである。

会 長： ６月下旬開催予定の推進会議の意見聴取の結果が、次回審議会で報告されるということでしょうか。

また、推進本部からの意見も報告を受けるとのことでしょうか。

事務局： そのとおりである。

会 長： 委員、それでよいのか。

A委員： 了解した。

議題（２）人権教育・啓発の基本的な視点や方向性について

会 長： 議題（２）に移る。事務局から説明があった資料４のうち、１ページ目の「人権全般の普遍的な視点からの取組」に関わる部分について、資料１の伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針（以下「現方針」という。）であれば、１３ページから１５ページにかけての、「３ 人権の概念と人権尊重の理念」、「４ 人権教育・啓発の定義と基本的視点」、１６ページから１７ページにかけての、「１ 人権の普遍的な視点からの取組」に相当する部分だが、教育・啓発の基本的視点や、今後の方向性について議論したい。

現方針の該当部分について、事務局より説明を。

（事務局 現方針の１３ページから１７ページまでの概要を説明。

併せて、見直し趣旨として、「現方針の視点は重要なものと認識しているが、昨今の社会情勢や市民生活の変化を踏まえ、時代に応じた新たな視点や、教育・啓発の方向性などを盛り込みたいこと、また、分量・内容が多いため、もう少し市民にも職員にも読みやすくわかりやすい方針としたい」旨を補足)

会 長： 基本方針の１３ページから１７ページにかけてと、資料４の１ページに関して、気付いた点や、新たな方向性、視点として盛り込むべき事項等があれば、意見をいただきたい。

B委員： 現方針の位置づけと関わるが、現方針では、女性、高齢者など、個別の様々なカテゴリーがあり、今後の取組などが列挙されている。その取組の成果が資料４であると解するが、現方針記載の取組に、資料４の内容が対応していないように見える。どういう取組に対して、どういう進捗があったかという記載になっていない。資料４以外に、別途、対応したものがあるのか。

また、基本方針を作った後で、それを生かしていく一つのやり方として、方針に則して進んでいるか確認するやり方があるが、これまでどういう形だったのか。

基本的な視点に関しても、こちらはより一層ふわっとしていて連想しにくい部分があるが、今回、できるだけ事後に検証できるような体裁ないし書きぶり又は項目建てをしていく必要があるのか、ないのか。

事務局： 現方針に対し、資料４は、１０年間の成果と課題を取りまとめた総括表となる。毎年度の進捗については、資料３の人権教育・啓発白書に記しており、女性、子ども、高齢者、同和問題等、個別課題に関する取組もそれぞれ記載している。

現方針における本市の人権の取組は、先ほど説明した人権全般の普遍的な

視点からの取組と、個別課題に対する取組との、二つの方向性から成っている。個別課題については、子ども施策、高齢者の施策、障害者の施策など、すべての施策に人権尊重の理念をしっかりと取り入れて、それぞれの所管課において事業・施策・計画等により進めている。

個別課題の取組については、個別施策の計画に委ねつつ、人権啓発の基本的な視点や、普遍的な視点等について、急速な社会状況の変化、例えばインターネット普及による情報化など踏まえて、取り入れるべき視点がないかなど、資料4の1ページ目にまとめた課題を認識したうえで、新たな教育・啓発のあり方について検討していただきたい。

事務局： 補足する。この10年間の取組が、現方針に書かれている取組と、資料の4で提示している主な取組が合致していないのではないか、という委員のご指摘について、そのとおりである。

現方針に、個別課題ごとの「今後の取組」として、丸数字で記載している各取組については、先ほどご説明した資料3の人権教育・啓発白書の方では、丸数字の区分に沿った内容を毎年取り上げており、掲げられた項目についての確認ができるようになっている。

資料4の2ページの個別課題の左欄の「主な取組」がそれに合致していないのは、現方針に記載されている個別課題ごとの「今後の取組」中の課題、取組について、この10年間で、新たな課題が個別分野でも出てきて、施策等も変わってきているため、関係部署と10年分の主な取組、成果を確認していったところ、必ずしも、現方針の丸数字ごとの並びにならなかったものである。若干読み取りづらいと思うが、10年間の総合という事で解釈いただきたい。

B委員： その点について言うと、本来、方針を見直すということなのだろうと思う。10年という長いものでもあり、中間的に見直しがあった方が理想的にはよいと思うが、基本方針ということで、そこまで再々見直すものではないという考えもあると思う。

C委員： 確認したいが、本審議会の議論は、現方針を10年ぶりに見直した時にどう変わるか、白書で出されている成果をどう盛り込んで、国や世界の状況も見ながら、実際に市民に届けたいものを作るかということだと解釈してよいか。

10年前に策定されたものなので、今は使わない文言があったり、LGBTQや、子どもの貧困のことが入ってなかったりする。それを逐一挙げていくと時間がかかり、会議の回数も限りがあるので、それは各委員に書面で提出してもらい、会議では、何が一番大事なのか、何をどう変えていくのかの方向性を定めていけたら。伊丹のために良いものを作っていきたい

事務局： 委員のお話のとおり、人権教育・啓発のための方向性のお話である。現方針

は、内容がなかなか細かい部分もあり、大切なことは継続して取り組むが、伊丹市の人権教育・啓発全体のあり方や方向性、新たな視点など、市民に届く、市民にも職員にもわかりやすい方針としたい。

D委員： 人権侵害についての自分のイメージは、毎日安心して楽しい気持ちで充実して生活することができないという状況。いじめや不安など困っているけど誰にも理解してもらえず、すごく孤独だとか。そういう状況は経験しないとわからない。市職員がその状況にある程度理解していないと、アプローチは難しい。現状どういふしんどさがあるのかをしっかりと調査する要素が方針の中に欲しい。

その困っている状況を市民に知ってもらおう。市全体より、地域ごとに区切って、今この地区にこういう困っている人がいると知ってもらおう取組が重要。

今は、しんどい人同士で集まっていて、興味のない人と大きな分断があり、元気な人だけで集まって、ややこしそうな人は避けようという感じがある。

教育で言うと、年配になってから人の意識を変えることは難しく、小さいときからの教育、子どもや、小・中・高ぐらいの若い人へのアプローチが効果的だと思う。

また、市の職員はどんどん入れ替わっていくので、地域の中で人権を推進する市民を育てることが必要だと思う。人権啓発推進委員制度は、あまり効果的でないと思う。講演会で、いい話を聴いても、それで実生活が変わるかというのと、変わらない。実際の生活を変えていくようなアプローチの仕方を考えていく必要がある。

会 長： 人権侵害の実態を把握する調査や、市民の心に伝わるような啓発が必要であるという提案と、市職員の研修を更に充実させるということによいか。

D委員： 一番は、困っている当事者と地域の方が繋がり、関係性を作って日常生活の中でちょっとしたあいさつでもいいので、サポートできる体制であれば、困っている人の人権侵害が緩和されるのではないかという考え。

地域の中で人権の推進をするリーダーを育てていく取組が必要。職員は毎年変わっていくので難しい。

A委員： 自分も今の委員の意見に近い。資料4の1ページは、市が頑張っただうやったら市民が主体的に学習したり、行動したりするようになるだろうという視点が圧倒的だが、先ほど委員が言われたような、苦しいということで集まっている人たちは、市と制度的に十分につながっていない。そういう人たちの存在、集まりこそ、主体的な活動であるが、そういうことが全く記述されていない。

現方針は、理想的な規範であり、間違っていない。だが、現実問題の中の

リアルな部分は、そこから漏れてしまう。

これから新しいものをすぐ考え始めるのではなく、培ってきた10年間について総括し、個々の人権課題から始めることで、関連やつながりがあるとわかってから、10年先を目指して、どんな人権教育推進をやっていくべきかを考えていけばいいと思う。全面的に先ほどの委員の意見に賛成する。

B委員： 今のお二人の委員の話聞いて思ったが、軸の問題として、教育・啓発という問題と、実際に人権に関する問題が起きた時にそれをどうやって解決していくのかという問題は、違う問題だということ。

実際には密接に関係していると思うが、教育・啓発と実際の活動等をどう関連付けて行政全体の施策の中でやっていくのかという問題があるのだろうと感じた。

もう一つは、基本方針に関して、理念的な部分と、教育・啓発の内容に関する部分と、実施体制に関する部分があるが、実施体制については、全体の中で数ページしかなく、ウエイトとしては割と小さい。

今話を伺って、講演会は、役所としてはやりやすく、資料4のような書面にも書きやすいと思うが、実際どれくらい効果があるかという、いろんな意見がある中で、実施体制についてどういう風に考えていくのかを、もう少し考えてもいいのではないか。

内容も、10年経つと色々論点が変わってくる。現方針は細かく書いているが、だいぶ状況が変わってしまって、かつ、その間の見直しもないので、実際には空洞化している中で、こういう書き方がいいのかどうか。方針の方向性というか、立て付けを考える余地があるのではないか。

E委員： 違う視点になるかもしれないが、現方針の前に、「人権教育のための国連10年」があった。この国連10年は、人権課題を明確にしたことが大きかった。女性、子ども、障がいを持った人や、先住民などが国際規模できちんと明確にされ、それに取り組まないといけないというのがわかった。

この後に来たのが、ESD、「持続可能な開発のための10年」であり、そして、2015年のSDGsという具体的な17の目標が、世界でかなり広まっている。これらは、人権課題は人権を侵害されている一人ひとりの問題だということをはっきりさせた上で、それに対し責任を持つのは、私たち一人ひとりだと言っている。

色んな人権課題に対し、今、私たちがこれに取り組まないと、力のある人や経済力のある人との格差が広がっている。しんどい人たちががんばるのでなく、持続可能な、次の世代に安心して渡せる社会を作るために、私たちの責任でやるべきだという、問題を生み出す側、マジョリティ側へのメッセージを方針で出していくべきだと思う。

当時、自分はESDに関わったが、全然成果がなかったが、SDGsは、企

業等にも普及している。わかりやすいから普及するのだと思う。

今の委員の意見のとおり、方針は、この次の10年くらい図れるようなものを出していかないといけないと思う。また、理念の部分と具体的な部分は、分けないといけない。理念に関しては、普遍的な、本当に大事にしないとけないものを、きちんと示すべき。対象なり、責任を持たないといけないのは誰かとか、国を越えての、人、自然、環境のことなどは、今の時代の移り変わりだと思うので、その辺を整理したら、基本方針も使いやすくなるのではないか。

F委員： 現方針の上位計画、市の総合計画が新たにスタートしたところが新たな視点だと思う。また、地域福祉計画や、障害関係の計画も改定されている。市の人権教育・啓発推進の方針であるから、国連や、国、県の動きと、それに関連する社会情勢を視野に入れながら、基本的な方針をこれらに準じて見立てていく必要があると考える。

D委員： 意識調査の結果があるが、人権に関する取組に効果があったかを見るのはそもそも難しいと思う。困りごとが解消されて生活が楽になったとか、ストレスが減ったとか、そういうものならわかりやすいが、この意識調査で、一般市民の人権意識が向上したと言えるかということ、そうは思わない。こういうものでやるしかないということだと思う。

方針を策定して本当に効果があったかどうかをどう見るのか考えていかないといけない。本審議会で作らなければならないのは基本方針で、体系をがらっと変えてもいいと思っているが、どういう形でたたき台的なものを作っていくのか教えてほしい。

事務局： 全6回で基本方針の見直しを審議、検討いただく形になっている。1回目はこれまでの取組の成果と課題につき、共通の課題を意識したうえで、次に人権教育・啓発全般の方策について新たな視点がないか、効果的・効率的で持続可能な方策はないかを、第2回、第3回で、個別の人権課題の議論を進めていく予定である。

会長： 第3回、第4回、それぞれのパートごとに議論していくが、そこで出てきた意見や指摘を反映させた、たたき台を事務局が作成して、それを議論していくイメージでよいか。

事務局： 基本的にはそうである。

会長： 委員からのもう一つの指摘である、人権教育・啓発の成果をどう把握するかの問題については、資料4の1ページの課題で、人権教育・啓発の成果、要するに市民を対象とした人権意識調査の結果を検証しないと、どういう啓発が

有効なのか課題も見えてこない。

講演会の効果の話もあったが、各市や府県の人権意識調査では、行政が行う人権に関する講演会に行ったことがあるかを問う設問がある。その講演会の参加状況と人権意識に関する設問の回答結果をクロス集計すると、講演会に行ったことがあるという人の人権意識は高い。それが、講演会に行ったから人権意識が高くなったのか、元々人権に関心があるから講演会に行くのかというと、どちらかと言えば後者である。

結局は、市が行っている様々なイベントや広報等での啓発に接することがない人がかなりいると思う。

人権啓発の声が届かない人にどう届けるのかという工夫が必要である。現状のままでは、関心のある人は来るが、関心のない人は来ない。

それは、例えば、定刻どおりに集まった人に、遅刻はいけないと説教をするようなもので、聞くべき人がその場にいないというところが、人権啓発の大きな課題になってくると思う。

啓発の手法の問題を含めて、次回、委員の皆さんの意見を出してもらいたい。

C委員： 会長が言われたような、人権意識の成果が出た結果というものは、どういうふうに通じた時に出るのか、自分も市民団体の活動で講演会を主催しているので、もしあれば教えてほしい。

私は、0の人が1になる、1の人が2になるというのを目指している。一つずつ知って、あなたならどうするかということをお伝えしたいが、来た人にしか伝えられない。

それをどうやって届いていない人に伝えていくか、これは万国共通の課題だと認識している。

人権で成果が出たと言っている市や国があるのか。

E委員： ないと思う。ただ、人権というものが侵害された時に「それは人権侵害だ」と言えるかが、すごく大事だと思う。それが言えるかどうかは、思いやりや、優しい気持ちを持とうとかではだめだと、学生に教えている。

人権とは何かというと、すぐに思いやりと言う言葉が出てくるが、そういう問題ではないと思っている。

人権侵害にあった人が、痛いとか、おかしいと言える社会に少しでもなれば成果だと思う。地方行政の中でもちゃんと救済していこうというような仕組みを皆で作ろうということになれば、多少でも啓発の効果があるかと思う。

人権は心の問題とは少し違うのだが、例えば、学生が啓発映画を見たら、何々をしてはいけないことがわかったみたいなことを割と言う。そうではない啓発の仕方が必要だと思うが、あまり聞いたことはない。

B委員： 具体的な知識が必要で、思いやりとかそういう世界ではないというのは、今

の委員の意見に全く同感である。ただ、多くの人は、人権が脅かされたとかそういう経験がない。ピンとこないというのがマジョリティだと思う。

だが、一定の知識を入れる。それで何かあった時に、これは問題だと言える、それが知識ということだ。知識があった上で、問題が起きた時や、問題を抱えた人に出会った時に、どうしたらいいのか、これもまた、知識が必要で、そういうことを伝えていく必要がある。

いざとなったらこういう所に相談したら良いなど、そういった知識を入れていくことが比較的效果があると思う。

さきほどの話にも関わるが、啓発は、救済というか相談体制と一体であって、そちらも充実させていくべきではないか。

心の持ちようとか、思いやりとかではなく、もっとリアルな話が必要なのではないかと思う。

会 長： 予定時間を経過したので、本日の議論を踏まえて、次回に、更に深めていきたい。これで閉会とする。

(閉会)

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第5条第3項の規定により、ここに署名する。

令和3（2021）年 月 日

署名委員

署名委員